

参 考

1. 新原料費調整制度

		新制度	(参考)現行制度
①料金反映の仕組み	調整頻度	毎月	四半期毎
	平均原料価格	料金適用月の5～3ヶ月前の3ヶ月平均	料金適用期間の2四半期前の3ヶ月平均
②調整バンド		廃止	平均原料価格の変動が基準平均原料価格±5%の範囲内にある場合は原料費調整を行わない
③上限バンド		現行どおり	平均原料価格が上限価格(基準平均原料価格×1.6)を上回った場合には、上限価格を平均原料価格とみなす

(参考1)原料価格の料金への反映方法

	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
現行	平均原料価格			← タイムラグ3ヶ月 →			料金反映					
	平均原料価格			← タイムラグ3ヶ月 →			料金反映					
新制度	平均原料価格			← タイムラグ2ヶ月 →		料金反映						
	平均原料価格			← タイムラグ2ヶ月 →		料金反映						
	平均原料価格			← タイムラグ2ヶ月 →		料金反映						

(参考2)原料費調整による単位料金調整額およびガス料金の算定方法は現行と変わりありません。算定方法は以下のとおり。

$$\text{単位料金調整額} = (\text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}) \div 100 \times 0.082 \times (1 + \text{消費税率})$$

(円/m³) (円/ト) (円/ト)

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + (\text{基準単位料金} + \text{単位料金調整額}) \times \text{ご使用量}$$

(円/月) (円/月) (円/m³) (円/m³) (m³)

※一般ガス供給約款および家庭用選択約款、小型空調契約の場合